

矢吹町議会基本条例

平成 27 年 4 月 1 日施行

町民福祉の向上と豊かな町づくりの実現、
公正・透明、開かれた議会を目指して！！



議会報 167 号（前号）で、お知らせいたしましたとおり、今年 3 月の定例議会で「矢吹町議会基本条例」が議員提案により提出・可決され、4 月 1 日より施行されました。

あらためて、この条例について詳しく解説し、制定により何が変わるのか、町民の皆さまにお知らせいたします。なお、条例の全文と逐条解説（ちくじょうかいせつ＝法律や条例などの条文をひとつひとつ取り上げ解説したもの）は別刷をご覧ください。

地方分権の進展と自治体の権限拡大

日本国憲法第 92 条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」に従い定められている「地方自治法」の大きな改正が 1999 年 7 月に施行され、2000 年 4 月 1 日に施行されました。

この改正によって機関委任事務は廃止され、国と地方の関係は「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと変わり、自治体の自己責任と自己決定の範囲が大きく拡大し、地方分権の改革が進行しています。

議会基本条例制定 全国に拡大

この改革は、自治体の二元代表制の一翼を担う議会の役割と責任も、同時に大きくなるということでした。

このような中、地方議会の運営をどのように行うか定めた条例が、北海道栗山町で全国に先駆けて制定されたことがきっかけとなり、全国の自治体で同様の条例が定められ、2014 年 4 月 1 日時点では 31.9%、571 の議会で施行されています。

対等・協力

地方 国



豊かな町

福祉向上



議会改革は条例制定
だけでは終わらない！

逐条解説の目次には

・議会及び議員の活動

原則

・町民と議会との関係

・議会及び議員と町長等との関係

・議員の政治倫理、身分及び待遇

等々、様々な項目が並んでいることから、議会基本条例は、議会および議員が守るべきことが書かれた憲法のようなものとして解ります。

しかし制定をしても、実行しなくては意味がありません。関連する規定や条例の改正を迅速に行い、状況の変化に応じた不断の見直しを進めて行きます。

矢吹町議会での条例制定への道のり

私たちの矢吹町議会においても、全議員を委員とする議会活性化等調査特別委員会を設置し、先進自治体の調査や議会報告会での意見聴き取りなどをへて、条例案の検討を重ねた結果、議会と議員の役割と活動の指針を明確にし、町民福祉の向上と豊かな町づくりの実現に向け、公正で透明、開かれた議会を構築することを目的とする矢吹町議会基本条例を制定しました。